

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成22年3月26日
21水港第2597号
水産庁長官通知
最終改正
平成30年3月29日
29水港第3258号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

7-1-(1)・(2) 国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業のうち水産加工・流通構造改善促進事業、魚食普及推進事業

(1) 事業の目的

気候変動に伴う水産資源の変動、水産物消費量の減少などによる近年の水産物の需給の変化に対応し、国産水産物の流通促進と消費拡大を図るためには、漁業、水産加工業等が水産資源を有効に活用し、水産物の特性や魚食文化に関する消費者等の理解を深め、多様な消費者ニーズ等に応じた水産物の供給に取り組む必要がある。

本事業では、水産加工・流通構造の改善及び消費者等に対する魚食普及を総合的に推進することで、国産水産物の流通促進と消費拡大を図るものとする。

(2) 事業実施主体

この事業の実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者とし、国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、全国を対象に(3)の全ての事業を一体的に実施及び調整するものとする。

なお、事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、第2の1の規定に基づく別記参考様式第1号による事業実施計画の提出に代えて、別記様式第1号によりその事業年度の事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

(3) 事業の内容等

ア 水産加工・流通構造改善促進事業

(ア) 水産加工・流通構造改善指導事業

a 指導員による現地指導

国産水産物の流通促進、消費拡大に取り組もうとする漁業者、流通業者、加工業者等又はこれらの団体（以下「加工業者等」という。）に対し、的確なアドバイス等を行える指導員から構成される「水産物流通促進チーム」を設置し、加工業者等からの申込み内容に応じて適切な指導員を派遣して、加工業者等が自ら課題を整理し、解消策を策定できるよう指導するものとする。

指導員の選任に当たっては、加工業者等のニーズに応じた効果的な指導ができるよう、加工技術、販路開拓、商品開発、生産性向上等の分野に専門的知見を有する者を幅広く募集するものとする。

b 水産加工・流通事業者向けセミナー等開催

加工業者等に向けて、販路開拓や生産性向上、低・未利用魚の有効活用等に資する消費者ニーズや流通・加工技術等に関する知識・技術の普及や原料生産者と加工業者、加工業者と小売事業者等とのマッチング等を行うためのセミナー等を実施するものとする。

(イ) 水産加工・流通構造改善取組支援事業

a 事業の内容

事業実施主体は、アの(ア)のaによる指導を受けた加工業者等が行う新規性・先進性のある手法により国産水産物の流通促進の実証を行う取組であってbの(b)を満たすもの（以下「新規・先進プロジェクト」という。）又は当該加工業者等が連携して国産加工原料の確保や新規販路の開拓等の課題に対処する取組であってcの(b)を満たすもの（以下「連携プロジェクト」という。）に対し、助成金を交付するものとする。

また、プロジェクトの実証内容及び結果について、実績報告書等を参考にして事例分析や評価、事例集の作成等を行い、Webサイトへの掲載等により事業の成果を普及するものとする。

b 新規・先進プロジェクトの要件、その支援等

(a) プロジェクトの実施者の要件

新規・先進プロジェクトの実施者は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

i アの(ア)のaによる指導を受けた加工業者等

ii 水産庁長官が国産水産物の流通促進の実証の取組を行う者として特に認めた者

(b) プロジェクトの要件

助成対象となる新規・先進プロジェクトは、(a)の者が行うものであって、かつ、以下の要件を全て満たすものとする。

i 国産水産物の流通を促進する実証を行う取組であること

ii 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性又は先進性を有していること

iii 対象魚種の流通の状況、新規・先進プロジェクトによる国産水産物の流通量の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること

- (c) 助成対象経費及び助成率
 以下のうち、新規・先進プロジェクトに必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。
- i 市場調査・商談等旅費
 - ii コンサルティング経費
 - iii プロモーション資材等作成費
 - iv 金利（水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）
 - v 保管料（水産物の冷蔵庫等での保管料）
 - vi 入出庫料（冷蔵庫等の入出庫料等）
 - vii 加工経費（一次加工等に要する経費）
 - viii 運送経費（買い取った原魚の運送経費及び商品の販売に要する運送経費）
 - ix 水産物の加工のために必要な機器、資材（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等）の購入費
 - x 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材（水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、集出荷用機器、集出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）の購入費
 - xi i～xのほか、新規・先進プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費
- c 連携プロジェクトの要件、その支援等
- (a) プロジェクトの実施者の要件
 連携プロジェクトの実施者は、以下の要件を全て満たす者とする。
- i アの（ア）のaによる指導を受けた加工業者等が、他の加工業者等又は関係事業者等と2者以上で連携体制を構築するために、連携プロジェクト協議会（以下「連携協議会」という。）を構成すること。
 - ii 主たる事務所の定めがあること
 - iii 代表者の定めがあること
 - iv 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めがあること
 - v 各年度ごとの事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること
- (b) プロジェクトの要件
 助成対象となる連携プロジェクトは、（a）の者が、単独では対応が困難な国産加工原料の確保、新規販路の開拓等、近年重要性が増している課題に効果的に対応するために連携して取り組む内容であること。
- (c) 助成対象経費及び助成率
 助成金の交付対象は、連携協議会を構成する加工業者等とし、以下のうち、連携プロジェクトの実施のために必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。ただし、iiの（ix）及び（x）の経費については、連携して実施する学校給食向け加工品の開発又は低・未利用魚への原料転換・有効活用を図る取組においてのみ助成対象とするものとする。
- i 連携体制を構築するために要する経費
 連携協議会開催費、旅費、通信運搬費及び消耗品費
 - ii 計画の実証に要する経費
 - (i) 市場調査・商談等旅費
 - (ii) コンサルティング経費
 - (iii) プロモーション資材等作成費
 - (iv) 金利（水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）
 - (v) 保管料（水産物の冷蔵庫等での保管料）
 - (vi) 入出庫料（冷蔵庫等の入出庫料等）
 - (vii) 加工経費（一次加工等に要する経費）
 - (viii) 運送経費（買い取った原魚の運送経費及び商品の販売に要する運送）
 - (ix) 水産物の加工のために必要な機器、資材（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等）の購入費
 - (x) 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材（水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、集出荷用機器、集出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）

の購入費

iii i・iiのほか、連携プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経費

d 助成期間

助成期間は、プロジェクトの内容及び実証の度合いに応じて最長3ヶ年度とする。ただし、複数年度助成を受ける場合であっても、毎年度公募に参加するものとする。また、2ヶ年度目（次年度）以降の助成継続を保証するものではない。

e プロジェクト実施者への助成金交付手続

プロジェクト実施者の募集、審査等

(a) 事業実施主体は、事業の交付決定通知を受領後速やかに水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（以下「助成要領」という。）を作成し、別記様式第2号により水産庁長官の承認を得るものとする。

(b) 事業実施主体は、水産庁長官の承認を得た助成要領に基づいて水産加工・流通構造改善取組支援事業募集要領（以下「募集要領」という。）を定め、Webサイトへの掲載等によりaの各プロジェクトを実施しようとする加工業者等を募集するものとする。

(c) 各プロジェクトを実施しようとする者は、募集要領に基づくプロジェクト課題提案書（以下「課題提案書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(d) 事業実施主体は、加工、流通、企業経営、漁海況、資源状況等の分野における学識経験者、専門家等からなる事業推進評価委員会を設置して提出された課題提案書について審査を行い、審査結果を別記様式第3号により水産庁長官へ提出し、その承認を得た上で、選定の可否を課題提案者に通知するものとする。

(e) プロジェクト実施者として承認、選定された課題提案者は、その旨の通知を受領後速やかに助成要領に基づく計画承認申請書（以下「計画書」という。）を事業実施主体へ提出し、その承認を得るものとする。また、これを変更するときも同様とする。

(f) 事業実施主体から計画書の承認を受けた課題提案者は、速やかに事業実施主体へ助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、適当と認める場合には、助成金の交付決定通知を行うものとする。

(g) 助成金の概算払

各プロジェクト実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、助成要領に定める様式により事業実施主体に対して概算払請求を行い、事業実施主体は、適当と認める場合には、助成金を概算払をすることができるものとする。

(h) 事業の実績報告及び助成金の精算払

i 各プロジェクト実施者は、事業完了後遅滞なく、助成要領に定める様式によりプロジェクト実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、助成要領に定める精算払請求書により、助成金の交付を申請するものとする。

ii 事業実施主体は、プロジェクト実績報告書の内容を審査し、適正と認められた場合には、助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。

(i) 取得財産の管理

各プロジェクト実施者は、本事業により取得した機器等については、事業実施主体による指導監督の下、財産管理台帳及び管理運営規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理運営を図るものとする。

イ 魚食普及推進事業

(ア) 新商品展示・発表会開催

一般消費者向けに、国産水産物の魅力や水産政策の情報を発信する全国規模の展示・発表会を実施するものとする。

(イ) 小売・外食事業者向け研修会等開催

量販店・外食店等の流通事業者向けに、水産物の知識や取扱方法等を伝え、国産水産物の取扱いを増やすため、広域的な研修会等を実施するものとする。

(ウ) 魚食普及セミナー等開催

地方自治体や民間でお魚学習会等に取り組む者に対する科学的知見や取組に係るノウハウの提供、学校給食関係者に対する給食での国産水産物の利用を促進するノウハウの提供等を目的とする魚食普及のためのセミナー等を広域的な観点から実施するものとする。